

A2 燕市訪問型サービス(独自)サービスコード表(緩和した基準によるサービス)

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	日割の場合		941	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		941単位		31単位	31	1日につき		
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合		1,879	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		1879単位		62単位	62	1日につき		
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合		2,982	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		2982単位		98単位	98	1日につき		
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		230単位	230	1回につき		
A2	2521	訪問型独自サービス／222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		143単位	143		
A2	2631	訪問型独自サービス／223			(二)所要時間45分以上の場合		176単位	176		
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合			130単位	130		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき		
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(1)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき		
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			(1)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき		
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算		-2
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算		-2
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算		-2
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211		業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212				(1)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213				(1)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算／222			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算		-2
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算／223				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算		-2
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／223			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算		-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等によりサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算	1日につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算			
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2		ハ 初回加算			200単位加算		200	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算		200	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回程度		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イ			所定単位数の270/1000 加算	1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ			所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ			所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ロ			所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の170/1000 加算			